

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和3年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
館山支局	千葉県館山市大賀
館山支局	千葉県館山市笠名
館山支局	千葉県館山市川名
館山支局	千葉県館山市香
館山支局	千葉県館山市塩見
館山支局	千葉県館山市新宿
館山支局	千葉県館山市館山
館山支局	千葉県館山市長須賀
館山支局	千葉県館山市沼
館山支局	千葉県館山市浜田
館山支局	千葉県館山市船形
館山支局	千葉県館山市北条
館山支局	千葉県館山市正木
館山支局	千葉県館山市宮城
館山支局	千葉県館山市八幡
木更津支局	君津市久留里市場字東後